

東京電力の対応に問題のある事例の和解契約書及び審理経過の公表について（事例2）

1 事案の概要

本件事故当時、自主的避難等対象区域であるいわき市に居住していた申立人らが、23年3月に水戸市に避難し、同年4月に避難を終了したことに伴い、避難費用、生活費増加費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

2 審理経過の特徴

- ・放射線量情報が乏しかった23年3月又は4月に自主的避難等対象区域から避難を開始した場合には、避難を開始する特段の合理性を確認するまでもなく、原則として、避難の開始に合理性を認めるのが、当センターにおける確立した和解先例である。
- ・東京電力が、上記の確立した和解先例を無視した主張をすることにより、和解成立が遅延した。

3 審理の経過

- 24.3.2 申立ての受付
- 24.4.4 被申立人の答弁書提出
- 24.5.9 第1回口頭審理期日。期日終了後調査官より口頭で和解案提案(回答期限 5.22)
23年3月から4月にかけて、いわき市から水戸市に避難したことに伴う避難費用(交通費、宿泊費)、生活費増加費用及び精神的損害の合計 610,051 円
- 24.5.22 被申立人意見書
(別紙1: 申立人が「水道・ガスが使えないから避難した」旨説明しているというのは事実無根)
- 24.5.23 調査官から被申立人代理人に和解案維持と、新回答期限 24.6.4 を伝える。
- 24.6.4 被申立人意見書(別紙2: 「申立人側において、被申立人に対して、避難の必要性をご主張されるのであれば、さらに本件原発事故により避難を余儀なくされた旨の具体的なご説明及びそのご説明に関する資料等のご提出をお願いする次第であります。」)
- 24.6.5 調査官から被申立人代理人に、和解案維持と、新回答期限 24.6.14 を伝える。
当センターのホームページに掲載されている 24.2.17 付け和解案提示理由書に「いわき市からの23年3月の避難開始には合理性がある」旨の記載があることを示す。
- 24.6.14 被申立人上申書(別紙3: 本件原発事故に伴って避難を余儀なくされたとの事情について、「十分ご説明をいただいていない状況下においては、申立人らの避難の必要性及び本件事故との因果関係の存否を明らかにすることなく仲介委員からの仲介の申出案に具体的に回答することができません。」)
- 24.6.15 調査官から、被申立人代理人に、回答期限を 6.21 に再設定し、受諾回答がなければ打ち切る旨告知
- 24.6.21 受諾回答(当初の回答期限よりも1か月遅れ)
- 24.7.9 調査官から被申立人代理人に、被申立人が記名押印した和解契約書を送付するよう指示。
- 24.8.6 記名押印済みの和解契約書を当センターが受領し、その後、申立人らに送付
- 24.8.23 和解契約成立(別紙4)